|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 決　裁別紙様式第１号の２ | 保険課長 |  |
|  |  |

組合員資格喪失届書

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 組合員等記号・番号 | 　　　　　　－ | 所属所名 |  | 交付された証等の返納状況 |
| 組合員氏名 |  | 生年月日 | 　　　年　　　月　　　日 | 組合員本人・返納済 ・紛失届 ・後日返納・証等の交付を受けていない被扶養者・返納済（　　　　　枚）・紛失届（　　　　　枚）・後日返納（該当者名を余白に記入）・証等の交付を受けていない |
| 資格喪失年月日（退職日等の翌日） | 　　　　　年　　　月　　　日 | 退職時の年　　齢 | 　　　　　　　　　　　　　歳 |
| 退職等の理由（該当に○） | 定年 | 普通 | 任期満了 | 死亡 | その他（理由を記入） |
| ※ 共済組合使用欄 | 11 | 12 | 15 | 12 |
| 上記のとおり組合員が資格喪失したので届け出ます。　　　　山口県市町村職員共済組合理事長　様　　　　　　　　年　　　月　　　日　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所属所長　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |

（注）１　交付された証等の返納ができない場合は、「資格確認書等紛失届出書」を添付してください。

　　　２　組合員が資格喪失となった場合、同時に被扶養者も資格取消しとなります。（別途取消し手続は不要です。）

　　　３　共済組合は、この届書により資格喪失した組合員及び被扶養者の「資格喪失証明書」を発行し、所属所あてに送付します。

　　　４　次の場合は、この届書の提出は不要です。

　　　　　①組合員が退職日の翌日から同じ所属所で山口県市町村職員共済組合の組合員資格を取得するとき

　　　　　②組合員が退職日の翌日から別の所属所で山口県市町村職員共済組合の組合員資格を取得するとき（別途「組合員異動報告書」により転出の報告

及び交付された証等の返納が必要です。）